

「食の安全ダイアル」に寄せられた質問等(平成18年9月分)について

(1) 問い合わせ件数

平成18年9月1日～平成18年9月30日

	42 件
*うちBSE関係	2 件

(2) 内訳

食品安全委員会関係	8 件
食品の安全性関係	11 件
食品一般関係	23 件
その他	0 件

(3) 問い合わせの多い質問等

【食品の安全性関係】

Q. サプリメントとして流通しているコエンザイムQ10の一日推奨量は、医薬品よりも多くなっているものがほとんどであると新聞で読み、不安になった。コエンザイムQ10の安全性について教えてほしい。

A. 食品安全委員会では、平成17年8月に厚生労働省から、「コエンザイムQ10」の安全性に係る食品健康影響評価について意見を求められ、調査審議を重ねてきました。

コエンザイムQ10は、ユビキノン又はユビデカレノンともよばれ、動物や植物の体内で合成される脂溶性の物質であり、ヒトの体内でも合成されます。

わが国において、コエンザイムQ10は、心臓疾患の医療用医薬品として、1日30mgの用量で認められている一方で、「いわゆる健康食品」として、1日推奨量30～300mgの製品が流通しています。また、米国においては、サプリメントとして1日推奨量100～1200mgの製品が流通しています。

食品安全委員会で審議を行った結果、

- (1) コエンザイムQ10の摂取上限目安量が判断できる長期摂取試験の不足
- (2) コエンザイムQ10の生体内の合成・代謝系等に与える影響を判断できる情報の不足
- (3) コエンザイムQ10の製品別の体内吸収性の差
- (4) 健康被害事例の明確性

についての問題点が指摘され、平成 18 年 8 月 10 日、「コエンザイム Q10 の安全性について、厚生労働省から提出された資料ではデータが不足しており、安全な摂取上限量を決めることは困難である」と結論しました。

(<http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy/hy-tuuchi-180810-coq10.pdf>)

評価は困難でしたが、リスク管理機関である厚生労働省に対して、リスク管理措置を講じる際には、これまでどおり、原則医薬品の一日用量を超えないというリスク管理のもとで、事業者の責任で、用量を考慮した長期摂取での安全性の確認、摂取上の注意事項の消費者への提供、消費者の健康被害事例を収集させるなどの指導を徹底することについても考慮すべきとしました。

これを受けて、厚生労働省では自治体を通じて事業者への指導を行っています。

また、コエンザイム Q10 を含め「いわゆる健康食品」に関する安全性・有効性情報が、(独)国立健康・栄養研究所のホームページ(<http://hfnet.nih.go.jp/>) に掲載されておりますので、参考にして下さい。